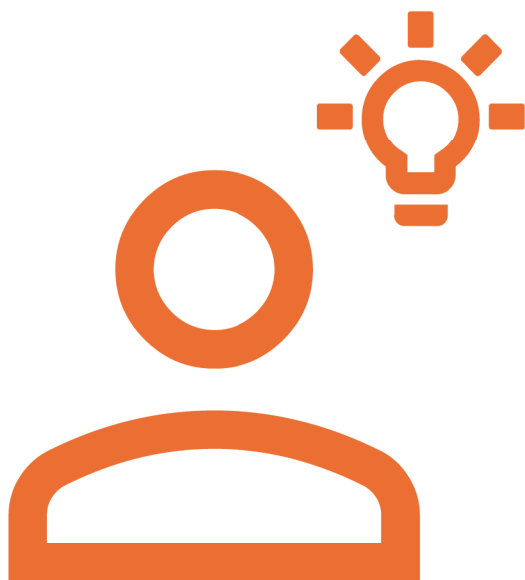


いじめの重大化を防ぐための 留意事項集



令和7年11月

こども家庭庁
文部科学省

こどもたちへ

あいて じんかく いのち そんなちやう なに つた と だいっぽ
～相手の人格と命を尊重し、何かあったら“伝える”ことがいじめを止める第一歩に～

だれ いや い まいにち
誰かから嫌なことをされたり、言われたりすると、毎日がとてもつらく、どうす
ればよいか分からなくなることもあるでしょう。そんなとき、どうか一人で悩まな
いください。あなたは、決して一人ではありません。あなたの周りには、あなた
を大切な存在として守りたいと思っていてくれる人や支えてくれる人がいます。身
近な人に話しづらいときには、相談窓口に相談してみるという方法もあります。誰
かに話すことで、心のモヤモヤが少し軽くなり、それが問題解決に向けた第一歩に
なります。

だれ み み しんらい
誰かがいじめられているのを見かけたら、見て見ぬふりをしないで、信頼できる
身近な大人に相談してほしいと思います。また、いじめられている子に「大丈夫？
何かあったら話してね」と声をかけるだけでも、その子にとって心の支えになるは
ずです。もし、勇気を出して、いじめている子に「もうやめなよ」と声をかけるこ
とができたなら、いじめている子を立ち止まらせるきっかけになります。あなたの
気付きや声かけ、相談が、いじめを防ぐ大きな力になります。

ゆうき おも おも
でも、それは勇気のいることで、思いどおりにできないこともあると思います。
自分がいじめのことを先生などの大人に話をしたということが、いじめをしている
子に伝わってしまうのではないかと心配になり、告げ口をしたと思われたくない、
と思うこともあるでしょう。また、いじめを止めたり、「やめなよ」と言ったりす
ることで、次は自分がいじめられるのではないかと心配になるかもしれません。そ
ういう心配があるときは、決して一人で抱え込まずに、そのことも含めて家族や学
校の先生、相談窓口などに相談してみてください。あなたのそういう不安を受け止
めて、相談された大人はどのようにすればよいか一緒に考えてくれます。

また、もしあなたが「誰かを傷つけてしまったかもしれない」と感じているのなら、それは自分にとってしまった行動と向き合うチャンスです。そのときの自分が、どんな気持ちで、どんな状況だったのかを振り返り、自分自身の言葉、態度を見直してみましょう。自分のとった行動と真剣に向き合い、心の底から謝りたいと思ったのであれば、それを素直に言葉にして、相手に「ごめんなさい」と伝えることは、仲直りのきっかけになるとともに、あなたの成長にもつながります。

自分のことや友だちのことで困ったときは、迷わず周りの大人に伝えてください。相談してください。困ったことをなるべく早く解決して、あなたも友だちも笑顔で安心して学校生活を送ることが、私たちの願いです。

こども家庭庁や文部科学省では、こどもの皆さんが相談できる相談窓口をご案内しています。まずは気軽に相談してみませんか？



こども家庭庁のウェブサイト「[相談窓口を探す](#)」



文部科学省のウェブサイト「[子供のSOSの相談窓口](#)」



保護者の皆様へ

～いじめから子どもを守るために、家庭と学校が手を携えて～

子どもたちは、日々の学校生活の中で様々な気持ちを抱えながら過ごしています。楽しさや喜びの一方で、時には不安や孤独、つらさを感じているかもしれません。そうした感情をそのままにしておくと、周囲の大人が気付かないうちに深刻な事態に発展してしまうことも考えられます。

御家庭でのお子さんのちょっとした変化——表情が暗い、家族との会話が減った、学校や友達の話が減った、食欲がなくなったり黙って食べたりするようになった、勉強をしなくなった、集中力がなくなった、寝付きが悪い、夜眠れない日が続く、些細なことでイライラする、物に当たる、自分の部屋に閉じこもる時間が増えた——こうした行動や態度は、いじめや悩みのサインかもしれません。そのサインに気付くことのできる存在が保護者の皆様です。サインに気付いたときは、こどもの良き相談相手になってあげてください。大切なのは、こどもの話をじっくりと時間をかけて傾聴すること、こどもの気持ちを受け入れることです。様子がおかしいときこそ、問い詰めたり、結論を急がせたりしないでください。また、学校での悩みを打ち明けられたときは、学校や先生方といつ、どのような方法で共有するのがよいか、こどもと一緒に話し合ってみてください。

いじめの重大化を防ぐためには、まずは「家庭」と「学校」が信頼関係を築き、子どもたちと一緒に支える姿勢が大切です。いじめの心配がある場合は、こどもの意思を尊重しながら、先生に伝えることで、学校側が早期に状況を把握し、適切に対応することが可能になります。また、先生に伝える上で、心配がある場合には、その心配の内容も含めて先生に相談してみてください。連携の第一歩は、「こどもを守り抜く」という共通の願いを持つ保護者と教職員との対話から始まります。

また、こどもがいじめに加害の側で関わっている可能性があるときも、責めたり突き放したりせず、まずはこどもの話を聴いてあげてください。「あなたのことを理解したい」「一緒に考えよう」という姿勢が、こどもに安心をもたらし、こどもが自らの行為と向き合うきっかけになります。

私たちは、子どもたちが安心して毎日を過ごせる環境を、地域社会全体で築いていきたいと考えています。保護者の皆様におかれては、学校と手を携えながら、お子さんに寄り添い、支えてください。皆様の行動が、こどもにとって、そして、いじめの防止に向けてかけがえのない力になります。

【保護者の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・【1-1】児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・【1-2】言葉以外のサインの察知
- ・【1-7】いじめを行った児童生徒への対応
- ・【1-9】保護者・地域と協働したいじめ対策
- ・【2-4】インターネット・SNSにおけるいじめ

地域の皆様へ

～こどもたちをいじめから守るために、地域だからこそできること～

こどもたちは、学校だけでなく、家庭や地域など、あらゆる場面で他者と関わりながら成長していきます。だからこそ、いじめの問題は「学校だけの問題」ではありません。地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、できることを一緒に考えることが、こどもたちを守る大きな力になります。

いじめは、時に小さな違和感やからかいから始まり、やがて無視や暴力、ネット上での誹謗中傷など、重大な被害に発展していくことがあります。そうした深刻化を防ぐためには、地域住民の皆様がいじめの兆しに気付いたら、早期に対応していただくことがとても重要です。

地域の中には、登下校を見守ってくださっている方、放課後の居場所を提供してくださっている方など、日々こどもたちの姿を見守っている方々がおられます。このように、多くの地域住民の皆様が、こどもたちと日常的に関わっていただくことで、こどもたちは「自分のことを気にかけてくれる人が地域にもいる」と感じ、安心につながります。「おはよう」「元気？」といった何気ない言葉がけの積み重ねによって、地域住民の皆様への信頼が少しずつ育まれていくのです。

いじめを防ぎ、見逃さない社会は、こども・大人に関わらず、すべての世代の人々が安心して暮らせる社会であり、地域でこどもを見守り、支え合う関係は、こどもたちが育つための大切な土台と言えます。地域住民の皆様の温かなまなざしと行動で、こどもたちの健やかな成長を支えていただくよう心よりお願いいたします。

【地域の皆様に特に御確認いただきたい留意事項】

- ・ 【1-1】 児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応
- ・ 【1-2】 言葉以外のサインの察知
- ・ 【1-9】 保護者・地域と協働したいじめ対策

1 いじめの重大化を防ぐための対応

1-1

児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応

児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えがあったり、いじめアンケートに記載があったりしたときは、本人が安心できる環境で個別に話を聴くなど、まずはしっかりと当該児童生徒の話を傾聴することが必要。その上で、訴えの内容を「学校生活においてよくあること」「児童生徒同士で解決可能なこと」などと先入観で決めつけるのではなく、既に深刻な状況に陥っている可能性もあることを念頭に、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討することが重要である。

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 児童が悪口などのいじめを受けていることを訴えた際に、深刻に受け止めず聴き流しておくよう助言するに留まり、当該児童の気持ちや希望する対応を確認せず、また、いじめを行った児童にも十分に指導をしなかった結果、当該児童に対するいじめが長期化し、不登校状態に至った。
- 生徒がアンケートにいじめに関する内容を記載したが、担任は日頃の様子から単なる生徒間トラブルと認識し、当該生徒が困っていることや悩んでいることについて丁寧な聴き取りをせず、いじめの解決には本質的につながらなかった。
- いじめを受けた生徒は、道徳の授業の際に「みんなの前では元気にふるまっても、一人のときは暗い」などと自分の気持ちを吐露したが、担任は、中学生なら誰しも抱く心情と判断し、本人への声掛けや確認を行うことはなく、当該生徒のSOSのサインは見過ごされた。
- 生徒が心身の苦痛を度々教員に訴えたにもかかわらず、教員が「いじめ」と認識せず、「生徒間トラブル」「お互い様の行為」「じゃれあい」と認識し、支援がなされないことで重大化を招いた。

(2) 対応のポイント

- いじめアンケートにいじめに関する内容の記載があったにもかかわらず、教員が、アンケートに記載した児童生徒に対し、どのような対応を望んでいるかを確認したり、関係児童生徒に事実の聴き取りをしたりすることをせず、児童生徒間の問題として処理してしまう場合があった。こうしたきめ細かな対応の漏れが重大化につながり得ることから、いじめの兆しを感知したら、迅速に丁寧な聴き取りを行う必要がある。
- 児童生徒のトラブルについては、本人の話を傾聴し、トラブルが生じた理由や全体像を丁寧に探ろうとする態度が重要である。また、児童生徒の話を傾聴することは、いじめの重大化予防に限らず、他の生徒指導上の問題の予防のためにも必要である。
- 児童生徒の話を聴くときは、事実を確認するとともに、心情にも焦点を当てて、児童生徒の気持ちを尊重することが重要である。また、対応する大人の側が思い込みや先入観にとらわれていないか、十分に自己を点検しながら対応することが求められる。
- 児童生徒の話を聴く際は、「はい」「いいえ」で答えられる質問（クローズドクエスション）だけでなく「最近クラスはどう？」など児童生徒が自由に答えることができるような質問（オープンクエスション）で尋ねたり、教職員が答えを誘導するような質問は避けたりすることが望まれる。児童生徒が黙り込むなど答えるに困る様子であるときには時間をかけてじっくり話を聴くなど、児童生徒が自分の言葉で話すことができるよう工夫する必要がある。
- 児童生徒からいじめや人間関係のトラブルについて訴えや相談があったときは、決して後回しにせず「まずは話を聴く」という姿勢をとることが重要。そのような傾聴の姿勢がこどもの意見を表明する機会を確保することにもつながる（こども基本法第3条第3号（※））。その場で話を聴くことができない事情がある場合は、話を聴く日時を約束する、養護教諭やスクールカウンセラーなど児童生徒が安心して話ができる教職員に対応を依頼するなど、児童生徒の思いに可能な限り迅速に、真摯に応えるようにする。特に児童生徒の場合、時間を置くことで話そうという思いが薄れたりなくなったりしてしまうことがあるため、速やかに対応することを心がける必要がある。

- いじめアンケートへの記載も含め、児童生徒が自身の状況や気持ちを訴えてきたときは、「つらい、いやだと感じていることは何か」「具体的にどのような行為をやめてほしいのか」という現状を尋ねるとともに、「今後、いじめを行った児童生徒とどのように関わっていきたいか」「学校生活の中で配慮してほしいことは何か」など、対応に関する内容も含めて、時間をかけて希望を聴き取り、本人に寄り添うことが重要である。

(※) こども基本法（令和4年法律第77号）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

チェック項目

- 児童生徒からいじめや人間関係トラブルについて相談があったときに、教室ではない場所など、他の児童生徒に会話が聞こえない安心できる環境で個別に話を聴くなどの工夫をしていますか。
- 児童生徒からの相談やいじめアンケートへの記載について、事実を整理しながらいじめの内容を具体的に聴き取り、事実確認をしていますか。
- 児童生徒からの相談について、児童生徒の立場に立って状況や心情を理解し、児童生徒の希望を聴いて対応策を検討していますか。

1-2

言葉以外のサインの察知

1

いじめの重大化を防ぐための対応

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることが必要である。また、SOS（助けて）を必ずしも言葉で表現できない児童生徒もいるため、本人の声のトーン、表情、態度、体調、食欲などに注意し、普段の様子と異なる場合には声掛けを行ったり、保護者と連携したり、学校全体で情報共有を行ったりすることが重要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- いじめを受けた生徒が心理的不調の理由を言語化することが苦手であり、教員がその状況を的確に把握できなかったことが、重大化につながった。
- 児童生徒の言動に気になる点があったため「大丈夫？」と声を掛けたが、当該児童生徒から「大丈夫です」「何でもないです」と返って来たので、特段の対応を行わなかった。児童生徒の「大丈夫」という言葉に安心してしまった結果、いじめの対策の遅れにつながった。

（２）対応のポイント

- 児童生徒の中には、本当は教職員に相談したいという思いを持ちながらも、相談することで「弱い人間と思われたくない」「迷惑をかけたくない」といった心理により、相談を躊躇している者がいる場合もある。
- 同様の理由から「大丈夫？」と聴かれると、反射的に「大丈夫」と答えがちであるため、「〇〇さんと最近どう？」「最近、体調や気持ちはどう？」など具体的な問いかけをする必要がある。また、教職員の一度の声掛けでは話せなかったことも、継続して声掛けを行うことで児童生徒が本当に相談したいことを話せるようになることもある。

- 児童生徒から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、表情や行動を観察して違和感があった場合は、継続して見守り、時間を置いて様子を尋ねるなどの工夫が重要である。
- いじめアンケートにいじめがないと書かれていたとしても、不安な様子が見られた場合は、児童生徒の行動を注視しつつ、声を掛けるなどの対応が必要である。

チェック項目

- 児童生徒から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、真に伝えたいと思っていることがないか、本音を話せていないのではないかなど、立ち止まって考えていますか。
- 児童生徒の話を聴くとき、声のトーン、表情、態度、体調、食欲など、言葉以外にSOSのサインがないか、よく観察していますか。
- 児童生徒に状況を確認するとき、「大丈夫？」と聴くのではなく、「〇〇さんとは最近どう？」「最近、体調や気持ちはどう？」のように具体的に問いかけ、児童生徒の言葉を引き出すように心がけていますか。
- いじめアンケートで特段訴えの記載がなかった場合も、不安な様子や気になる態度が見られたら、児童生徒の行動を注視し、声を掛けるなどの対応をしていますか。
- 1人1台端末を利用した心の健康観察や教育相談の充実などにより、また、日常적인見取り（出席を取ったときの返事の様子やノートの子の筆圧の変化など）を通じて児童生徒のメンタルヘルスの状態や人間関係を積極的に把握しようとしていますか。

1-7

いじめを行った
児童生徒への対応

1

いじめの重大化を防ぐための対応

いじめを行った児童生徒に対し、形式的な謝罪を求めたり言葉上での反省をさせたりするだけでは、いじめを行った児童生徒の行動変容に至らず、いじめが再発したり教職員に見えないところでエスカレートしたりしてしまう場合があることから、自分の行ったことの重大性を理解させるなど毅然とした対応を行うことが重要である。

一方で、いじめの背景には普段の生活における不満やストレス等が影響している場合もあるため、いじめを行った児童生徒に対してはアセスメントを行った上で、その児童生徒に応じた継続的支援が必要であり、必要に応じて専門機関（児童相談所、医療機関等）の支援を受けることも検討すべきである。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 著しい行動・情動の課題がある生徒がいじめを行ったときに、問題解決に至る具体的指導が行われなかった。また学校と児童相談所、医療機関等との情報共有が不足していた。
- いじめを行った児童によるいじめが継続していたことに鑑みると、いじめを行った児童に対する学校の対応は不十分であり、いじめを受けた児童に対する複数の学校関係者による見守り等の体制を早い段階で構築すべきであった。
- いじめを行った生徒は小学校から児童間でトラブルを起こすことが多く、教員等から指導を受ける（怒られる）ことに慣れてしまっていた。形式的な謝罪によって事案を解決させるという指導が繰り返された結果、特にいじめを行った児童の間で「謝れば許される」という間違った理解が醸成され、自身が行った行為の意味を真に理解する機会もなく、本質的な反省がないままに中学校に進学した可能性があり、そのことが重大化につながった。

- いじめを行った児童生徒に対しては、行動上の問題や困難さの背景にある環境要因まで含んだアセスメントに基づき、支援の視点を持って機を逃さず適切に個別の指導計画や支援方法、具体的な行動改善プラン（例：感情のコントロール、ソーシャルスキルトレーニング、ポジティブな行動強化のための手法）が提供されるべきであった。
- いじめは絶対に許されないことを、いじめを行った児童の状況に応じて指導することが重要である。また、このような指導は、担任やいじめを行った児童の保護者のみに委ねるのではなく、同じ学年の教員、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等によっても積極的に行われるべきであった。

（２）対応のポイント

- いじめを行った児童生徒の中には、いじめを受けた児童生徒が深く傷ついているのにもかかわらず、自分がしたことは、いたずら、遊びというように軽く考えている場合など、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の認識に大きな乖離がある場合もある。教職員がいじめを行った児童生徒を指導するに当たっては、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命、身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させるとともに、**自らの行為の他者への責任を自覚させなければならない。**
- いじめを行った児童生徒には、単に「そのようなことをしてはいけない」と伝えることや形式的な謝罪をさせることだけで指導を終わらせることがないようにする。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールロイヤー等にも助言を求めつつ、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下で、**別室指導や特別の指導計画による指導、事例によっては出席停止、学校教育法に基づく懲戒、警察との連携による措置など、毅然とした対応を行う必要がある。**
- 同時に、指導に当たる教職員においては、**いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていたり、いじめはしてはいけないことだと認識していても、自分が被害者となることへの回避感情からいじめに加担していたりするなど、様々な状況があり得ることを理解し、当該事案においていじめ加害の背景が具体的にどのようなものであるか把握（アセスメント）した上で、成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒が抱える問題や取り巻く状況を解決するための具体的な対応方針を定めて指導を行う必要がある。**

- 学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、指導の効果を十分に上げることが困難な場合には、学校だけで抱え込まず、学校外の専門機関と連携して対応することが必要である。
- いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、関係する児童生徒からの事実関係の聴取後、確認された事実関係等について迅速に連絡することが必要である。また、いじめを行った児童生徒の保護者の事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者からの相談に応じて助言を行うことが考えられる。

チェック項目

- ❑ いじめを行った児童生徒への指導として、行為を止めるよう声掛けをしたり、形式的な謝罪をさせたりするだけで、対応を終えていたことはありませんか。
- ❑ いじめを行った児童生徒に指導する際には、当該児童生徒が自分の行ったことの重大性を認識できるよう、毅然とした対応を行っていますか。
- ❑ いじめを行った児童生徒に対して、なぜいじめの行為をするに至ったか、その背景事情等についてもアセスメントを行った上で、継続的な指導・支援を行っていますか。

1-9

保護者・地域と協働した いじめ対策

入学式や年度初めの保護者会において、「学校いじめ防止基本方針」について説明し、いじめが起きた場合に考えられる対応や地域の関係機関等との連携の必要性について周知を図ることが必要である。また、「学校いじめ防止基本方針」を学校のHPに掲載する、コミュニティ・スクールの取組を活用していじめ対応に関する理解を求めるなど、保護者のみならず、地域住民に対しても、いじめの未然防止に対する意識の向上を図ることが重要である。

（１）報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 本事案では、いじめに対する危機意識の低さやいじめを問題だと感じる力が鈍くなっていたことが背景にあった。このように、いじめを行った生徒を取り巻く保護者、地域社会の在り方がいじめの重大化に影響を与えることがある一方で、それらが重大化の予防につながる可能性もあり、具体的には、学校に教職員以外の人（保護者、地域住民等）が適切に関与したり、学校外の専門機関に相談できたりするなどの環境があれば、いじめの重大化予防に結び付く可能性が極めて高いと考えられる。

（２）対応のポイント

- 調査報告書の中には、地域の空気感（いじめ、暴力を是認しないまでも、問題としない雰囲気）が重大化した事案の背景にあると指摘しているものがあつた。児童生徒が体罰や人権侵害（弱者へのパワーコントロール、ハラスメント）といった大人の違法・不適切な行動から学んでいる可能性があるため、周りの大人においても言動に留意が必要である。

- 教職員はもちろん、保護者や地域で児童生徒に接する大人が、いじめの未然防止、体罰の禁止、こどもの人権擁護について学び、大人自らが良いモデルとなり、人権を大切にする気運を醸成していく必要がある。
- 学校は、保護者、地域住民など多方面から情報を収集することにより、早期のいじめの発見や認知につなげることができる。そのため、教職員は日頃から、他の教職員や保護者、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、情報交換をすることが求められる。
- 学校から保護者へ速やかに連絡する事項をあらかじめ明確化しておき（例えば、児童生徒が転んでけがをした、児童生徒同士のけんかがあったなど）、いじめなどの重大なトラブルの発生時に限らず、日頃から気になった出来事についても躊躇せず、すぐに連絡することが保護者との信頼関係の構築に寄与すると考えられる。
- 家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって、いじめを把握する端緒として重要であることから、そのような情報について保護者から情報提供があった場合には、丁寧に聴き取り、当該児童生徒の学校における様子を注意深く見守る必要がある。
- 保護者からの情報提供により対応したことについては、速やかに保護者に報告することが望ましい。何らかの事情で聴き取り調査が実施できなかったり、対応に時間を要したりする場合には、途中経過を報告し、対応の見通しを連絡すると良いと考えられる。
- 保護者への情報共有については、担任に対応を任せきりにするのではなく、対応に迷う場合は速やかに相談ができるよう、担任を支えるチームを作るなど、組織的な体制を整えておく必要がある。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を積極的に活用し、学校の問題を地域と共有するとともに、多職種の人材を学校内で活用することも効果的と考えられる。

チェック項目

- 学校のHPに「学校いじめ防止基本方針」を掲載するなど、保護者や地域住民に対して、学校が行ういじめ防止対策について周知していますか。
.....
- 入学式や年度初めの保護者会等において、保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策組織」について説明し、いじめが起きた場合に考えられる対応や地域の関係機関等との連携の必要性について周知していますか。
.....
- 保護者や地域住民のいじめの未然防止に対する意識の向上を図るために、いじめの未然防止のために何をすべきか考える機会を作るなどの取組を行っていますか。
.....
- 保護者との信頼関係を築くため、いじめなどの重大なトラブルの発生時に限らず、日頃から気になった出来事についても躊躇せず、すぐに連絡することを心がけていますか。
.....
- 保護者からの情報提供により対応したことについて、速やかに保護者に結果を報告していますか。また、対応に時間を要する場合には、途中経過を適時報告するなど、対応の見通しを連絡していますか。

2-4

インターネット・SNS
におけるいじめ

インターネットやSNSでのトラブルは保護者や教職員からは見えにくく、いじめに発展し、重大化しやすいことから、インターネットやSNSを利用する際のリテラシーや、困ったときには身近な大人に助けを求めることの重要性を伝える必要がある。また、保護者や教職員がインターネットやSNS上のトラブルを認知したときは、積極的に問題の把握や支援を行う必要がある。

2

いじめの重大化につながり得る要素・特徴

(1) 報告書から読み取れた重大化のプロセス

- 「死ね」「きもい」などの暴言に加えて、SNSでの揶揄行為（からかい）、プリクラの模倣や侮辱的投稿により、いじめがより深刻化した可能性がある。
- 学校はSNSトラブルを軽視し、いじめを受けた生徒本人に対応を任せ、保護者への連絡や調査等の対応を行わなかった。適切な対応がなされれば重大化に至らなかった可能性がある。
- SNS上のいじめは、①親しい友人関係の中で、極めて容易に、攻撃や無視、陰口、疎外等のいじめ関係が生まれる、②不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間においていじめが深刻なものになりやすい、③一人が発信した悪口や攻撃的なメッセージに他者が軽く応じたり賛同したりするために、ブレイキがかかりにくくエスカレートしやすい、④その結果として、一人対多数の関係、孤立状況が生まれやすく、被害が深刻化しやすい、⑤写真や動画が簡単に送信できることによって、性的な映像が瞬時に広く回ってしまい、回復困難な被害につながりやすい、⑥SNS上のやりとりが基本的に大人の目の届かない場所で展開されるため、学校教員や保護者も気づきにくく、結果として継続しやすく、エスカレートしやすい等の特徴が認められる。

(2) 対応のポイント

- インターネットやSNSの中では、児童生徒が悪意なく、若しくは軽い気持ちでいじめを行ってしまい、それが犯罪行為に該当する場合もある（児童生徒の裸の写真・動画の所持や送受信、対象となる児童生徒の名誉を毀損する内容の投稿など）。また、SNS上で発信したものは拡散されやすく、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないなど不可逆的な損害発生に至る可能性があるため、留意が必要である。
- インターネットやSNSを使うことのメリットと共にリスクを伝え、インターネット・SNS空間においても他者の人権を尊重する配慮が求められることを十分意識させる必要がある。また、SNSの利用に関する指導については学校だけでなく、保護者とも連携して行う必要がある。そのため、入学式や年度初めの保護者会において、スマートフォン・タブレット等を利用する際に、インターネットやSNSで他者の悪口を書かないことや、フィルタリングによって接続できるサイトを制限することなど、家庭での適切なルール作りの必要性について周知することが望ましい。
- SNSは表面からは見えにくいようないじめの場となるリスクが高い。情報モラル教育と併せて「困ったらすぐに相談する」「自分だけで問題を抱え込まない」ことを教える必要がある。また、SNSに限らず、こどもたちが閉鎖的な集団のみにとらわれ、その中での人間関係の悩みを深刻化させないように、他の居場所の選択肢を示すことも必要である。

チェック項目

- ❑ SNSを通じたいじめは表面から見えにくいいため、時間が経過すると深刻化、重大化しやすいことを理解していますか。
- ❑ SNSを通じたいじめに関する様々な問題について、児童生徒への指導だけでなく、保護者、地域と共に学び合う体制を構築し連携を図っていますか。
- ❑ 家庭においてスマートフォンやインターネット環境を与えるときは、こどもとの間で利用ルールを作ることや「困ったら大人に助けを求めること」を伝えるよう、保護者に依頼していますか。
- ❑ インターネットやSNSに限らず、相手を思いやることや、他者の気持ちに配慮することが大切であることを児童生徒に伝えてしていますか。